

ID: 152

担当部署: 生活文化スポーツ部 文化振興課

処分の概要	退館命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市保谷こもれびホール条例施行規則 第17条(第27条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	平成13年規則第117号		
【根拠条文】 (入館者の行為の制限) 第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者の保谷こもれびホールへの入館を禁じ、又は保谷こもれびホールからの退館を命ずることができる。 (1) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をする者 (2) 火薬類、刃物その他の危険物を所持している者又は保谷こもれびホールに持ち込もうとする者 (3) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者 (4) 許可なく動物等(盲導犬等を除く。)を館内に入れた者又は入れようとする者 (5) 許可なく所定の場所以外に出入りする者 (6) 施設等を故意に汚損する者 (7) 許可なく寄附、募金等の行為をする者 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日